

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（令和三年厚生労働省告示第百五十七号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後

第二条 訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関	名称	特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク
	所在地	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号
研修を実施する期間	令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで
	研修	J C N E T ジョブコーチ (訪問型職場適応援助者) 養成研修
(略)	(略)	(略)

第三条 企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関	研修を実施す
------	--------

改正前

第二条 訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関	名称	特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク
	所在地	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号
研修を実施する期間	令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで
	研修	J C N E T ジョブコーチ (訪問型職場適応援助者) 養成研修
(略)	(略)	(略)

第三条 企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関	研修を実施す
------	--------

(略)	特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	名称
(略)	大阪府大阪市中央区北浜東三番十四号	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	所在地
(略)	令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで	る期間
(略)	企業在籍型職場適応援助者養成研修	JCOINET ジョブコーチ (企業在籍型 職場適応援助者)養成研修	研修

(略)	特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク	特定非営利活動法人ジョブコーチ・ネットワーク	名称
(略)	大阪府大阪市中央区北浜東三丁目十四番地	埼玉県久喜市久喜中央二丁目四番十八号	所在地
(略)	令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで	る期間
(略)	企業在籍型職場適応援助者養成研修	JCOINET ジョブコーチ (企業在籍型 職場適応援助者)養成研修	研修